

事務連絡
令和2年3月6日

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 管理者 様

白井市福祉部高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係るサービス担当者会議等の
臨時的な取扱いについて

日頃より市の介護保険事業に御協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症への感染予防等に係る利用者やその家族からの訪問・面会等の拒否により、介護支援専門員等によるモニタリング等のための訪問やサービス担当者会議の開催（以下、「介護支援専門員等による訪問等」という。）について、一時的に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」又は「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を満たすことができなくなる場合が想定されます。

この場合について、別紙のとおり臨時的な取扱いを可能としますので、利用者の状況に応じ、柔軟な対応をお願いします。

なお、本通知は介護支援専門員等による訪問等を一律に禁止するものではなく、あくまでも利用者やその家族の意向により訪問等が行えない場合の取扱いを示すものであり、事業所の一方的な判断により介護支援専門員等による訪問等を一律に実施しない等の取扱いは行わないよう御留意願います。

【お問い合わせ】

白井市福祉部高齢者福祉課介護保険班

担当：田口

電話：047-497-3473

新型コロナウイルス感染症に係るサービス担当者会議等の 臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への感染予防等に係る利用者やその家族からの訪問・面会等の拒否があった場合の、介護支援専門員等によるモニタリング等のための訪問やサービス担当者会議の開催(以下、「介護支援専門員等による訪問等」という。)について、以下に示す臨時的な取扱いを可能としますので、利用者の状況に応じ、柔軟な対応をお願いします。

○モニタリング等のための訪問について拒否があった場合

- ①訪問・面会を行わず、電話・メール等の活用により状況を把握する。
- ②モニタリングの記録に、訪問できなかった理由及び情報収集の方法を記録する。

※デイサービス等のサービス利用中に利用者と面会する方法でも差し支えありません。その場合、必要に応じて家族への情報収集も行うこと。

○サービス担当者会議の開催について拒否があった場合

- ①会議は開催せず、電話・メール等の活用により本人・家族の意向やサービス担当者の意見を確認する。
- ②収集した情報や意見は文書によりサービス担当者間で共有するとともに、サービス担当者会議の記録に、開催できなかった理由及び情報収集の方法を記録しておく。
- ③ケアプランへの同意の確認は、電話・メール等により行う。文書による同意は後日で構いません。

※利用者の了解のもと、利用者の自宅以外で開催することや、介護サービス事業者について事前に意見照会を行うことで参加者を極力少なくするような対応をとることも差し支えありません。

○運営基準減算について

本通知による取扱いに従い介護支援専門員等による訪問等を実施しない場合は、運営基準減算は適用しません。

なお、本通知は介護支援専門員等による訪問等を一律に禁止するものではなく、あくまでも利用者やその家族の意向により訪問等が行えない場合の取扱いを示すものです。事業所の一方的な判断により介護支援専門員等による訪問等を実施しない場合は、運営基準減算の該当となる場合があります。

○施設等の面会禁止について

短期入所サービス利用者に対する介護支援専門員等による訪問等について、施設の面会禁止等の措置が行われている場合も、同様の取扱いとします。

○衛生管理の徹底について

介護支援専門員等による訪問等の実施にあたっては、介護保険最新情報 vol.769「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」等を参照し、衛生管理や感染予防の徹底に努めてください。